

## 社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務 企画提案募集要領

### 1 募集の目的

神奈川県では、社会福祉法人の経営労務管理体制の強化を図るため、「社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修」を実施します。

これは、社会福祉法人の実務担当者及び経営層を対象とした研修であり、会計や指導基準、社会福祉法改正後の役員に求められること等を理解し、社会福祉法人の経営労務管理体制の強化を目的とする研修です。

そこで、今回、「社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務」について、企画及び実施・運営に関する企画提案を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集するものです。

### 2 事業名

社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修

### 3 委託する業務の概要

#### 委託する業務

次に記載した要素を満たした研修の企画、準備及び実施に係る一連の業務。なお、研修期間は延べ18日間。

#### 研修内容

実施する研修は、社会環境の変化による福祉ニーズの多様化・複雑化に社会福祉法人が着実に対応し、地域の福祉サービスの一層の充実を図るため、社会福祉法人制度改革を踏まえ、法人の経営労務管理体制を強化するために実施するものとする。

以上を満足する研修内容をご提案ください。

#### 研修の構成（例）

##### 実務担当者向け研修

会計／指導基準／コンプライアンス／公益的取組／労働基準法関係／入札関係

##### 経営層向け研修等

社会福祉法改正後の理事・評議員に求められること／監事向け研修等

なお、詳細については、「社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務に関する説明書（仕様書）」の「4 業務内容」の「(1) 事業内容」を参照してください。

### 4 委託期間等

契約締結日から平成30年2月28日(水)まで

なお、実施日（実施回）、開催場所、対象者及び参加予定者数については、「社会福

社法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務に関する説明書（仕様書）」の「2 委託期間」及び「3 実施内容等」を参照してください。

## 5 概算経費（限度額）

業務委託契約の限度額

平成 29 年度 9,258,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ただし、本募集に係る経費は含みません。

## 6 企画提案事項

別紙「社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務に関する説明書（仕様書）」のとおりとします。

## 7 参加資格

単独の法人（以下「法人」という。）又は複数の法人による連合体（以下「連合体」という。）とし、法人及び連合体の構成員は、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に抵触していないこと。
- (2) 連合体の構成員が、単独で、又は他の連合体の構成員として参加していないこと。
- (3) この要領に示す業務を履行する能力を有すること（国・地方公共団体又は社会福祉法人に対して、経営労務管理に関連する研修の企画、準備、実施及び評価等に係る一連の業務を受託した実績があること）。
- (4) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

## 8 参加手続き

このプロポーザルに参加しようとする法人又は連合体は、参加意思表明書を提出してください。参加資格を審査した後、企画提案書等の提出要請を行いますので、これにより企画提案書等を提出してください。

なお、このプロポーザルに関する質問については、保健福祉局福祉部地域福祉課法人監査グループで受け付けます。

### (1) 参加意思表明書の提出

#### ① 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式 1）
- イ 会社（団体）の概要（様式 2）
- ウ 社会福祉法人等研修関連業務の実績（様式 3）

#### ② 提出部数 2 部

正本は 1 部とし、残りは複写でも可とします。

#### ③ 提出方法

①の提出書類一式を保健福祉局福祉部地域福祉課法人監査グループに持参又は郵

送（書留郵便に限る。）してください。

④ 提出期限

平成 29 年 9 月 12 日（火）午後 5 時（必着）

(2) 質問書の提出及び回答

① 提出方法

社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務 質問書（様式 4）により保健福祉局福祉部地域福祉課法人監査グループにファクシミリ又はメールで提出してください。

到着等の事故を防ぐためファクシミリ又はメール送信後、電話で送付の旨をご連絡ください。

② 提出期限

平成 29 年 9 月 12 日（火）午後 5 時（必着）

回答方法

平成 29 年 9 月 15 日（金）までに県のホームページ上の、電子入札システムの入札情報サービスシステム「入札公告」の添付ファイルに登載しますのでご確認ください。

(3) 企画提案書等の提出

参加意思表明書提出者の参加資格を審査した後、参加資格審査の結果通知を平成 29 年 9 月 14 日（木）までに行います。

① 提出書類

ア 社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務に関する提案書（様式 5）

イ 社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務に関する特色（様式 6）

ウ 事業内容（様式 7）

エ 研修受講者へのフィードバック方法（様式 8）

オ 業務の運営体制（様式 9）

カ 実施費用積算書（様式 10）

※（3）①提出書類については、様式 5 以外には会社名やロゴマーク等提案者を特定できるものを入れないようにしてください。

② 提出部数 2 部

ア 正本は 1 部とし、残りは複写でも可とします。

イ 1 社（団体、連合体）1 提案とし、A 4 判で作成してください。

ウ 紙の提出とは別に電子ファイルを CD-ROM 1 枚に入れて提出してください。

③ 提出方法

別紙「社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託業務に関する説明書（仕様書）」により、提出書類一式を保健福祉局福祉部地域福祉課法人監査

グループに持参又は郵送（書留郵便に限る。）してください。

④ 提出期限

平成 29 年 9 月 22 日（金）午後 5 時

9 審査方法

応募事業者から提出された企画提案書等の書類について総合的に審査を行い、候補予定者を決定します。

なお、応募事業者から提出された企画提案書等の書類の内容については非公開とします。

(1) 審査基準

審査項目	審査の着眼点	配点
委託業務に対する基本的な考え方に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営労務管理体制強化のための研修委託業務を行うに当たっての理念やコンセプトが的確なものか</li><li>・ 実務担当者向け研修、経営層向け研修として、有効な提案がなされているか</li></ul>	10
委託業務の企画提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県の意図する経営労務管理強化のための研修の目標を達成できる内容かどうか</li><li>・ 会場及び講師の選定が適切か</li><li>・ 研修の内容、結果、実施方法等について評価・検証できる仕組みがあるか</li></ul>	50
委託業務に係る遂行能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施スケジュールに無理はないか</li><li>・ 安定した経営基盤を有し、かつ、確実かつ効率的な実施運営体制がとれているか</li></ul>	20
経済性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提示された費用積算額が適切か</li><li>・ 費用積算書の算定根拠や内訳が具体的に示されているか</li><li>・ 提示された費用積算額が、概算経費（限度額）に比べ、経費節減がされているか</li></ul>	10
その他の提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報保護の取り扱いをはじめ社内コンプライアンス体制の整備は万全か</li><li>・ 環境への配慮、男女共同参画の取り組み、グリーン購入、障害者法定雇用など、県が推進する施策等に関する事業者の自主的な取組等がなされているか</li></ul>	10
合 計		100

(2) 候補予定者の選考

提出された企画提案書等の書類の内容について総合的に審査し選考します。

(3) 参加が無効になる場合

参加意思表示書及び企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ① 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 選考結果の通知

平成 29 年 10 月中旬 (予定) に選考結果を通知します。

なお、選考後、参加者並びに受託予定事業者の名称を県のホームページ上の、電子入札システムの入札情報サービスシステム「入札結果」で公表します。

10 契約の締結等

県と受託予定事業者は、企画提案書等提出書類に基づき「社会福祉法人に対する経営労務管理体制強化のための研修委託契約書」を締結します。

11 その他留意事項

(1) この企画提案に係る一切の経費については、提案した法人又は連合体の負担とします。

また、提出された書類は県に帰属し、返却しません。

(2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査目的以外には使用しません。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 決定者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。

12 問い合わせ先・提出先

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課法人監査グループ  
担当 木場 (こば)

〒231-8588 (所在地の記載を省略できます)

横浜市中区日本大通 1 新庁舎エネルギーセンター棟 1 階

電話 (045) 210-1111 内線 4813

ファクシミリ (045) 210-8859

e-mail koueki.1301@pref.kanagawa.jp